

合併調整項目調整状況

事務事業番号	7001	専門部会名	建設	分科会名	交通・土木	担当部署	管理課
事務事業名	道路水路占用料						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
道路占用料 【第一種電柱】 ・ 9 6 0 円 【第二種電柱】 ・ 1 , 4 0 0 円 【第三種電柱】 ・ 2 , 0 0 0 円 【電柱】 ・ 該当なし 【電柱(支柱含む)】 ・ 該当なし	道路占用料 【第一種電柱】 ・ 該当なし 【第二種電柱】 ・ 該当なし 【第三種電柱】 ・ 該当なし 【電柱】 ・ 7 2 0 円 【電柱(支柱含む)】 ・ 該当なし	道路占用料 【第一種電柱】 ・ 該当なし 【第二種電柱】 ・ 該当なし 【第三種電柱】 ・ 該当なし 【電柱】 ・ 該当なし 【電柱(支柱含む)】 ・ 5 0 0 円	道路占用料 【第一種電柱】 ・ 該当なし 【第二種電柱】 ・ 該当なし 【第三種電柱】 ・ 該当なし 【電柱】 ・ 該当なし 【電柱(支柱含む)】 ・ 該当なし	上田市・丸子町の例を基本に統一する。ただし、真田町・武石村の既占用物の占用料金については、合併後の更新時から徴収し、5年間で統一を図る。			
合併後調整内容【調整済】							
占用料の徴収条例について (1)道路占用料は上田市の上田市道路等占用料徴収条例を基本に新市道路等占用料徴収条例を設置し徴収する。 (2)法定外公共物の占用料は、上田市の上田市公共物管理条例を基本に新市公共物管理条例を設置し徴収する。 (3)準用河川の占用料は、現行の上田市公共物管理条例を基本に新市準用河川占用料徴収条例を設置し徴収する。 占用料の賦課について (1)真田町・武石村における占用期間が5年以内の占用物件の占用料				・新市発足以後の新規許可物件は、許可時から徴収する ・新市発足以前の許可物件は、更新時まで免除し、更新時から新市の占用料により徴収する。 (2)上田市・丸子町の占用料について ・上田市の前の占用料改定時からの経過措置中のもの、丸子町における占用料変更に伴い増額となるものについては、合併後5年以内に調整が図られるよう経過措置を設ける。 (3)占用期間が10年の占用物件の占用料 ・平成18年度から新市の占用料により徴収する。			